

富山県選挙管理委員会告示第13号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として次の施設を指定した旨、魚津市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

令和6年4月10日

富山県選挙管理委員会

委員長 堀 内 康 男

施設の名称	所在地
魚津市下中島コミュニティセンター	魚津市慶野 172番地 2
魚津市上中島コミュニティセンター	魚津市吉野1280番地 9
魚津市松倉コミュニティセンター	魚津市鹿熊33番地 1
魚津市加積コミュニティセンター	魚津市六郎丸1062番地
魚津市道下コミュニティセンター	魚津市北鬼江二丁目14番15号
魚津市経田コミュニティセンター	魚津市浜経田 466番地
魚津市天神コミュニティセンター	魚津市天神野新 220番地
魚津市本江地域交流センター	魚津市友道1375番地 1

富山県選挙管理委員会告示第14号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定の取消しについて

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設として指定されていた次の施設について、指定を取消した旨、魚津市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

令和6年4月10日

4 事業地の所在

収用の部分 富山県下新川郡朝日町東草野字島田、浜草野、荒川字西前田、字東前田及び字南前田 地内

使用の部分 なし